

SAJ 令和 7 競第 115 号
令和 6 年 9 月 27 日

公益財団法人全日本スキー連盟
加盟団体長 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
競技本部長 河野 孝典
(公印省略)

規約・規程の改正および制定について（通知）

平素から、本連盟の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、競技本部理事会で審議の結果、下記の規程が改正および制定されましたのでお知らせいたします。

改正および制定内容は、以下のリンクからダウンロードの上ご確認ください。なお、この資料は会議資料のため（案）付ですが、競技本部理事会承認により改正案の（案）は取れていることを申し添えます。

後日準備が整い次第、本連盟 HP 加盟団体専用ページ及び本連盟 HP ライブラリーに掲載予定です。

記

競技本部関係

333	公認旗門審判員規程	(令和 6 年 7 月 25 日 改正)
334	公認セッター規程	(令和 6 年 7 月 25 日 改正)
340	公認スノーボード審判員規程	(令和 6 年 7 月 25 日 改正)
347	公認セッター規程細則	(令和 6 年 7 月 25 日 制定)

規約改正・制定資料掲載リンク（掲載期限 2024 年 10 月 31 日）

[規約改正・制定資料](#)

公認セッター規程細則

第1条 この細則は、公認セッター規程に基づき、必要な事項を定める。

(研修会)

第2条 公認セッター研修会の受講資格は次の各号とする。

- (1) 公認セッター資格保持者
- (2) セッター検定会の受検希望者

第3条 公認セッター研修会は次の各号の内容で実施する。

- (1) アルペン競技のルールと知識
- (2) コーチ・セッターとしての服務心得
- (3) セッティングの要領
- (4) 選手強化に関する情報と知識
- (5) 大会運営等に関する情報

(検定会)

第4条 A級公認セッターの受検資格は、次に掲げる各号の一つに該当しなければならない。

- (1) 全日本ナショナルチームコーチとして2年以上経験した者
- (2) 全日本選手権大会、コンチネンタルカップにおいて10位までの入賞が3回以上の者
- (3) B級の資格を取得した者の中で受検日までの3シーズン以内に(受検年度含む)、B級公認大会で2レース以上のセットを行い、高速系種目で1レース以上の実務を経験した者

2 A級公認セッターを受検する者の実務内容は次に掲げる各号の通りとする。

- (1) 前項の(1)、(2)の該当者は、SAJ公認大会で技術系種目1回、高速系種目1回以上のアシスタントセッター、レフリー、アシスタントレフリーのいずれかの実務を行うこと。
- (2) 前項の(3)の該当者の高速系実務は、セッター・アシスタントセッター・レフリー・アシスタントレフリーとする。
- (3) 上記の実務を修了した上で、検定会受検の際に所定の報告書(ハンドブックに掲載)またはリザルトを提出すること。

3 B級公認セッターとなる受検資格は、各都道府県選手権大会及び都道府県公認競技会等で実務を経験した者とする。

第5条 A級及びB級の受検者の年齢制限は、受検する年の4月1日現在で、A級は22歳以上、B級は20歳以上とする。

第6条 公認セッター検定会は次の各号の通り行うものとする。

- (1) セッター検定会は学科検定と実技検定を実施する
- (2) セッター検定会では、検定を行う前に講習会を実施するものとする
- (3) 学科検定と実技検定それぞれで合格点を満たした者を検定会の合格者とする
- (4) 検定の合格基準は次の各号の通りとする
 - ① 学科検定は100点満点とし、80点以上を合格とする
 - ② 実技検定は100点満点とし、80点以上を合格とする

(研修会・検定会共通)

第7条 公認セッター研修会及び検定会の講師は、本連盟の認めたTD資格を有する者と本連盟アルペン専門委員2名以上をもってこれに当たる。

2 ブロックで行う公認セッター研修会及び検定会は、ブロックの認めたTD資格を有する者が講師を務め、受講人数によって講師の人数を決定する。

3 加盟団体で行う公認セッター研修会は、開催団体の認めたTD資格を有する者が講師を務め、受講人数によって講師の人数を決定する。

第8条 公認セッター研修会及び検定会に関する費用は開催する団体が負担する。

第9条 公認セッター研修会及び検定会の事業担当者は、事業終了後1週間以内に、所定の手続き方法にて事業報告を本連盟まで提出しなければならない。

第10条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

令和6年7月25日 制定

令和6年度 第17回競技本部理事会

令和6年(2024年)7月25日 改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">340 公認スノーボード審判員規程</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号の業務を遂行するために、公認スノーボード審判員（以下「公認審判員」という。）を置き、公認審判員に関し必要な事項を定める。</p> <p>(任 務)</p> <p>第2条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スノーボード競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その権威を保持し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。</p> <p>(公認審判員の種類等)</p> <p>第3条 公認審判員を分けて、次の各号に掲げる種類とする。 (1) 本連盟公認スノーボード審判員 (2) F I S公認スノーボード審判員（A級、B級及びC級）</p> <p>(受検資格)</p> <p>第4条 公認審判員を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつ、スノーボード競技に精通した者で、加盟団体長の推薦を受けた者とする。 2 受検者は、男女共、受検する年の1月1日現在で、満 23才以上の者とする。</p> <p>—(講習・検定会)—</p> <p>第5条 受検者は、本連盟の主催するクリニック又は講習会に、参加しなければならない。</p> <p>2 F I S公認審判員を受検する者は、F I S規則により、競技規則、実技、語学を含む検定を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">340 公認スノーボード審判員規程</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号の業務を遂行するために、公認スノーボード審判員（以下「公認審判員」という。）を置き、公認審判員に関し必要な事項を定める。</p> <p>(任 務)</p> <p>第2条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スノーボード競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その権威を保持し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。</p> <p>(公認審判員の種類等)</p> <p>第3条 公認審判員を分けて、次の各号に掲げる種類とする。 (1) 本連盟公認スノーボード審判員 <u>(以下「SAJ公認審判員」という。)</u> (2) F I S公認スノーボード審判員（A級、B級及びC級） <u>(以下F I S公認審判員) という。)</u></p> <p>(受検資格)</p> <p>第4条 公認審判員を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつ、スノーボード競技に精通した者とする。 2 受検者は、男女共、受検する年の<u>8</u>月1日現在で、満 <u>18</u>才以上の者とする。</p> <p>(<u>研修会</u>・検定会業務の所管等)</p> <p>第<u>5</u>条 公認審判員の<u>研修会</u>・検定会に伴う一切の業務は、本連盟が行う。</p> <p><u>(研修会・検定会業務の講師)</u></p> <p><u>第6条 公認審判員の研修会・検定会の講師は、F I Sから派遣された者、またはF I S公認審判員A級又はB級保持者</u></p>	<p>(1)、(2)ともに注釈を追加。</p> <p>FISには年齢制限がないため、SAJとして年齢制限を緩和し、23才→18才に。SAJ年度始めの8月1日からとする。</p> <p>第5条（講習・検定会）を削除。</p> <p>第10条（研修会・検定会業務の所管等）を第5条へ移動。「講習」を正式用語の「研修会」に修正。「競技本部スノーボード部」を「本連盟」へ修正。</p> <p>講師について定めた第6条を追加。</p>

<p>(クリニック)</p> <p>第6条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、本連盟主催のジャッジ・クリニック（以下「クリニック」という。）に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。ただし、クリニックの参加料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第7条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、審判員としての活動をする事ができない。 (1) 所定のクリニックに2年続けて欠席したとき。 (2) 年次登録料を納期までに納入しないとき。 (3) FIS公認競技会及び本連盟主催公認競技会の審判員を2年続けて行わなかったとき。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。 (2) 正当な理由なくして所定のクリニックに、3年続けて欠席したとき。 (3) 年次登録料を3年続けて納入しないとき。 (4) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。 (5) その他公認審判員としての体面を汚すような行為があったとき。</p> <p>(年次登録料)</p> <p>第9条 公認審判員は、各種公認・登録等料金一覧表に定める年次登録料を、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。</p> <p>(講習・検定会業務の所管等)</p> <p>第10条 公認審判員の講習・検定会に伴う一切の業務は、競技本部スノーボード部が行う。</p> <p>(検 定)</p> <p>第11条 公認審判員検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>で、本連盟が適当と認めた者とする。</p> <p>(<u>研修会</u>)</p> <p>第7条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、本連盟主催の<u>研修会</u>に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。ただし、<u>研修会</u>の参加料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。</p> <p>(<u>検定の合格基準</u>)</p> <p>第8条 公認審判員検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 1. SAJ公認審判員 (1) 理論検定の<u>合格基準</u>は、100点満点とし、70点以上をもって合格とする。 (2) 実技検定の<u>合格基準</u>は、<u>FISの指定する基準に従い、講師が合否の判断を行う。</u> 2. FIS公認審判員 <u>検定の検定基準はFISの基準に基づくものとする。</u></p> <p>(資格の付与)</p> <p>第9条 SAJ公認審判員検定に合格した者にはFIS公認審判員C級の資格が同時付与される。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第10条 公認審判員は<u>所定の研修会に2年続けて欠席したとき</u>、審判員としての活動をする事ができない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。 (2) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。</p> <p>(<u>公認料等及び年次登録料</u>)</p> <p>第12条 公認審判員合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。</p>	<p>「クリニック」を正式用語の「研修会」に修正し、第7条とする。</p> <p>不足している文言の追加。 第11条（検定）を第8条へ移動。 SAJ公認とFIS公認を分けて表現。%を点に修正。 文言追加。 FSの検定基準文言に準ずる。 第9条（資格の付与）を追加。 文面の内容を広義に解釈できるようにするため会員登録規程と併せ文言整理。 (2)(3)は現状と合致しないため削除。 (5)は会員登録規程第4条と同じ内容のため削除。 文言追加 第9条は第14条と合わせて第12条に変更 第10条→第5条へ移動 第11条→第8条へ移動</p>
---	---	--

<p>(1) 理論検定は、100点満点とし、70%以上をもって合格とする。</p> <p>(2) 実技検定は、各種目共、合格範囲は、70%以上とし、許容範囲は、±0.5点以内とする。</p> <p>2 基準点数は、主任検定員を含む3人の検定員の平均値とする。</p> <p>-(受検手続)-</p> <p>第12条 受検者は、所属加盟団体長を経て所定の期日までに各種公認・登録等料金一覧表に定める受検料を添えて、本連盟へ納入しなければならない。</p> <p>-(FIS公認審判員検定)-</p> <p>第13条 FIS公認審判員検定の受検については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受検資格は、受検する年の1月1日現在で、満23歳以上の公認審判員で、本連盟が必要と認め推薦した者、ただしSAJ公認審判員資格を有さない者はFIS公認審判員と同時にSAJ公認審判員を受検しなければならない。</p> <p>(2) 審査は、競技本部スノーボード部において行い、適格と認められた者のみFIS規定に基づく検定を受けることができる。ただし、受検者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める受検料を納入しなければならない。</p> <p>2 検定は、理論及び実技のいずれもFISの指定するルールにより実施され、理論においては、英、独いずれかの語学検定が含まれる。</p> <p>-(公認料等)-</p> <p>第14条 公認審判員合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。</p> <p>(規程の改廃等)</p> <p>第15条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成27年12月15日 改正</p>	<p>(規程の改廃等)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成27年12月15日 改正 令和6年7月25日 改正</p>	<p>第12条を削除</p> <p>第13条を削除</p> <p>第14条は第12条に統合</p>
---	--	---

令和6年度 第17回理事会

令和6年(2024年)7月25日 改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">334 公認セッター規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 公認セッター (アルペン競技)</p> <p>第1条 本連盟は、アルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認セッター制度を設ける。</p> <p>第2条 公認セッターの資格は、A級、B級に分ける。 2 A級セッターは国内で開催されるすべての公認大会でセットすることができる。B級セッターは、B級公認大会でセットをすることができる。 3 該当しなければならない。 (1)全日本ナショナルチームコーチとして2年以上経験した者 (2)全A級公認セッターとなる受検資格者は、次に掲げる各号の 一つに日本選手権大会、コンチネンタルカップにおいて10位までの入賞が3回以上の者 (3)B級の資格を取得した者の中で受検日までの2シーズン以内に(受検年度含む)、B級公認大会で2レース以上のセットを行い、高速系種目で1レース以上の実務を経験した者。 4 B級公認セッターとなる資格者は、各都道府県選手権大会及び都道府県公認競技会等で実務を経験した者で加盟団体長が、本連盟に推薦した者とする。 5 A級及びB級の受検者の年齢制限は、受検する年の4月1日現在で、A級は22歳以上、B級は20歳以上とする。</p> <p>第3条 前条の該当者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる内容の2日間の研修会と検定会を受けなければならない。 (1) 学科研修会3単位は、次の内容で実施する。 ① アルペン競技の知識</p>	<p style="text-align: center;">334 公認セッター規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 公認セッター (アルペン競技)</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 本連盟は、アルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認セッター制度を設ける。</p> <p><u>(任務)</u> 第2条 公認セッターの資格はA級、B級に分ける。その任務は、次の各号に掲げる事項とする。 <u>(1)任命を受けたセッターは、S A J公認競技大会のポールセットを行うことができる。</u> <u>A級セッターは国内で開催されるすべての公認大会でセットすることができる。B級セッターは、B級公認大会でセットをすることができる。</u> <u>(2)安全対策に留意したうえで、ルールを遵守しコースセッティングを行う。</u> <u>(3)地形、雪面などコースの状況を把握するために、事前にコースインスペクションを行うことができる。</u></p> <p><u>(受検資格)</u> 第3条 公認セッター検定会を受検する者は、本連盟の登録会員であり、当該年度のセッター研修会を受講していること。 <u>2 公認セッター検定会を受検する者は、加盟団体を通じて申込を行うこと。</u> <u>3 本連盟が開催する公認セッター検定会を受検する者は、本連名が開催するセッター研修会を受講すること。</u></p> <p><u>(検定会)</u> 第4条 公認セッター検定会に関しては公認セッター規程細則に定めるところによる。 <u>2 A級セッターの受検者は、本連盟主催の検定会を受検するものとする。</u> <u>3 B級セッター検定会は、各ブロックにおいて開催することが</u></p>	<p>標題を追加</p> <p>標題を追加 セッターの任務について明らかにするため</p> <p>標題を追加 条番号の修正 受検資格について整理</p> <p>標題を追加 検定会についての前提を規定し、詳細は細則で定める</p>

<p>② セッターの服務心得</p> <p>③ 選手強化とセッティングの関係</p> <p>(2) 実技研修会3単位は、次の内容で実施する。</p> <p>① セッティングの実技</p> <p>② 旗門の構成</p> <p>③ 旗門の種類</p> <p>2 1単位は、90分とする。</p> <p>3 セッター検定会は学科検定と実技検定を実施する。学科検定と実技検定それぞれで合格点を満たした者を検定会の合格者とする。</p> <p>(1) 学科検定は、100点満点とし80点以上を合格とする。</p> <p>(2) 実技検定は、100点満点とし80点以上を合格とする。</p> <p>第4条 本連盟主催の公認セッターの検定会及び研修会は、年1回実施する。ただし、アルペン部が認めた場合に限り、特別な研修会と検定試験を行うことができる。</p> <p>2 検定を受けようとする者は、所属団体長を経て、必要書類を整え、加盟団体長に申請する。</p> <p>3 加盟団体長は、第2条の規定に従い、審査の上、適格者の書類に受検料を添えて本連盟会長に提出するものとする。</p> <p>第5条 検定会及び研修会の講師は、アルペン専門委員2名以上をもってこれに当たる。また、アルペン部長が認めたTD資格を有する者も講師となることできる。</p> <p>第6条 公認セッターの資格は、その任命、退任、失格など、すべて公認委員会において審査し、理事会において決定する。</p> <p>2 資格取得者には、公認証を与える。</p> <p>第7条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入する。</p> <p>第8条 本連盟が主催する検定会及び研修会に関する一切の事務処理は、本連盟アルペン部が当る。また、ブロックで開催した場合は開催地の担当者が行う。</p> <p>第9条 本連盟主催の検定会及び研修会の講師の旅費は、本連盟の負担とし、研修会及び講習検定会の参加料及び検定料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入するものとする。また、ブロックで開催する場合は参加料及び検定料は開催地での講師旅費等の経費とし、不足分は開催地で負担する。</p> <p>第10条 公認セッターは、新しい知識を修得し、技術向上並びに選手養成と研鑽のため、資格取得後もA級セッターは、2年に1回、B級セッターは、4年に1回、研修会に参加しなければならない。</p> <p>第11条 研修会及び検定会責任者は、研修会及び検定会終了後、1週間以内に出席者名簿、合格者名簿を付した報告書を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>第12条 公認セッターは、本連盟会員を退会又は会員登録規程第4条により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催に当たって協力要請に対し理由なくしてこれを拒否し、その責任を保てないと判定した場合は、理事会の議決により資格を喪失するもの</p>	<p><u>できるものとする。</u></p> <p><u>4 検定料は各種公認・登録等料金一覧表に定めるところによる。</u></p> <p><u>5 合格者は各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料・年次登録料を納入する。</u></p> <p><u>(研修会)</u></p> <p><u>第5条 公認セッターは、新しい知識を修得し、技術向上と研鑽のため、資格取得後も2年に1回、公認セッター研修会に参加しなければならない。</u></p> <p><u>2 公認セッター研修会に関しては公認セッター規程細則に定めるところによる。</u></p> <p><u>3 公認セッター研修会は、各ブロック及び各加盟団体においても開催することができるものとし、A級セッター資格保持者も受講出来ることとする。</u></p> <p><u>4 研修会参加料は各種公認・登録等料金一覧表に定めるところによる。</u></p> <p><u>(資格の停止)</u></p> <p><u>第6条 公認セッター研修会を2年続けて参加しなかった場合はセッター資格を停止する。資格停止中の者は、第2条の各号に掲げる事項を行うことができない。</u></p> <p><u>(資格停止の解除)</u></p> <p><u>第7条 セッター資格停止の解除は、公認セッター研修会修了により資格の停止を解除できる。</u></p> <p><u>(資格の喪失)</u></p> <p><u>第7条 公認セッターで、次に掲げる各号の一つに該当する者は、セッター資格を喪失する。</u></p> <p><u>(1)本連盟会員登録規程第4条により、会員の資格を喪失したとき。</u></p> <p><u>(2)本連盟の規約に違反し、セッターとしての対面を汚すような行為があったとき。</u></p> <p><u>(3)資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</u></p>	<p>標題を追加 条番号の修正 研修会についての前提を規定し、詳細は細則で定める</p> <p>標題、条番号を追加 資格の停止について定める</p> <p>標題、条番号を追加 資格停止の解除について定める</p> <p>標題、条番号を追加 資格の喪失について定める</p> <p>※上記の他、順序の入れ替え等を実施</p>
--	---	---

<p>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 公認スノーボードセッター</p> <p>第 13 条 本連盟は、スノーボード競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認スノーボードセッター（以下、「SBセッター」という。）制度を設ける。</p> <p>第 14 条 SBセッターとなる資格者は、加盟団体長が本連盟に推薦した者とする。</p> <p>2 SBセッターの受験者の年齢は、受験する年の 1 月 1 日現在で、23 歳以上、50 歳以下とする。ただし、本連盟担当部長が必要と認めるときはこの限りではない。</p> <p>第 15 条 前条の該当者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる 2 日間の講習検定会を受けなければならない。</p> <p>(1) 学科 3 単位は、次の内容で実施する。</p> <p>① スノーボード競技の知識 ② スノーボード競技のルール ③ SBセッターの含むと心得 ④ 旗門の種類とコースセットの要領 ⑤ 学科検定試験</p> <p>(2) 実技 3 単位は、次の内容で実施する。</p> <p>① コースセットの要領 ② コースセッターの実務 ③ 実技検定（A. 講習会形式、B. 試合形式）</p> <p>2 1 単位は、2 時間とする。</p> <p>3 講習検定の合格基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学科検定は、100 点満点とし 70 点以上を合格とする。 (2) 実技検定は、100 点満点とし 70 点以上を合格とする。</p> <p>第 16 条 SBセッターの検定会及びSBセッターの研修会は、年 1 回本連盟が行う。ただし、研修会は 2 会場で行う場合がある。</p> <p>2 検定を受けようとする者は、所属団体長を経て、必要書類を整え、加盟団体長に申請する。</p> <p>3 加盟団体長は、第 14 条の規定に従い、審査の上、適格者の書類に受験料を添えて本連盟会長に提出するものとする。</p> <p>第 17 条 講習検定会の講師は、スノーボード部委員 3 名以上をもってこれにあたる。</p> <p>第 18 条 SBセッターの資格の公認は、理事会において決定する。</p> <p>2 資格取得者には、公認証を与える。</p> <p>第 19 条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入する。ただし、バッジ、ワッペンの購入は任意とする。</p> <p>第 20 条 講習検定会に関する一切の事務処理は、本連盟スノーボード部があたる。</p> <p>第 21 条 講習検定会の講師の旅費は、本連盟の負担とし、研修会及び講習検定会の参加料及び検定料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入するものとする。</p> <p>第 22 条 SBセッターは、新しい知識を修得し、技術向上並び</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 公認スノーボードセッター</p> <p>第 13 条 本連盟は、スノーボード競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認スノーボードセッター（以下、「SBセッター」という。）制度を設ける。</p> <p>第 14 条 SBセッターとなる資格者は、加盟団体長が本連盟に推薦した者とする。</p> <p>2 SBセッターの受験者の年齢は、受験する年の 1 月 1 日現在で、23 歳以上、50 歳以下とする。ただし、本連盟担当部長が必要と認めるときはこの限りではない。</p> <p>第 15 条 前条の該当者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる 2 日間の講習検定会を受けなければならない。</p> <p>(1) 学科 3 単位は、次の内容で実施する。</p> <p>① スノーボード競技の知識 ② スノーボード競技のルール ③ SBセッターの含むと心得 ④ 旗門の種類とコースセットの要領 ⑤ 学科検定試験</p> <p>(2) 実技 3 単位は、次の内容で実施する。</p> <p>① コースセットの要領 ② コースセッターの実務 ③ 実技検定（A. 講習会形式、B. 試合形式）</p> <p>2 1 単位は、2 時間とする。</p> <p>3 講習検定の合格基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学科検定は、100 点満点とし 70 点以上を合格とする。 (2) 実技検定は、100 点満点とし 70 点以上を合格とする。</p> <p>第 16 条 SBセッターの検定会及びSBセッターの研修会は、年 1 回本連盟が行う。ただし、研修会は 2 会場で行う場合がある。</p> <p>2 検定を受けようとする者は、所属団体長を経て、必要書類を整え、加盟団体長に申請する。</p> <p>3 加盟団体長は、第 14 条の規定に従い、審査の上、適格者の書類に受験料を添えて本連盟会長に提出するものとする。</p> <p>第 17 条 講習検定会の講師は、スノーボード部委員 3 名以上をもってこれにあたる。</p> <p>第 18 条 SBセッターの資格の公認は、理事会において決定する。</p> <p>2 資格取得者には、公認証を与える。</p> <p>第 19 条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入する。ただし、バッジ、ワッペンの購入は任意とする。</p> <p>第 20 条 講習検定会に関する一切の事務処理は、本連盟スノーボード部があたる。</p> <p>第 21 条 講習検定会の講師の旅費は、本連盟の負担とし、研修会及び講習検定会の参加料及び検定料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入するものとする。</p> <p>第 22 条 SBセッターは、新しい知識を修得し、技術向上並び</p>	
---	--	--

<p>に選手養成と研鑽のため、資格取得年度を含まず2年に1回研修会に参加しなければならない。ただし、検定会又は研修会の役員として検定、講習等を行った者は、当該年度の研修を終了したものとみなす。</p> <p>第23条 研修会責任者は、研修会終了後、1週間以内に出席者名簿を付した報告書を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>第24条 SBセッターは、本連盟会員を退会又は会員登録規程第4条その他の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催に当たって協力要請に対し理由なくしてこれを拒否したり、第22条の研鑽を怠ったり、その責任を保てないと判定した場合は、理事会の議決により資格を喪失するものとする。</p> <p>第25条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成27年12月15日 改正</p>	<p>に選手養成と研鑽のため、資格取得年度を含まず2年に1回研修会に参加しなければならない。ただし、検定会又は研修会の役員として検定、講習等を行った者は、当該年度の研修を終了したものとみなす。</p> <p>第23条 研修会責任者は、研修会終了後、1週間以内に出席者名簿を付した報告書を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>第24条 SBセッターは、本連盟会員を退会又は会員登録規程第4条その他の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催に当たって協力要請に対し理由なくしてこれを拒否したり、第22条の研鑽を怠ったり、その責任を保てないと判定した場合は、理事会の議決により資格を喪失するものとする。</p> <p>第25条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成27年12月15日 改正 令和6年7月25日 改正</p>	<p>改正日追加</p>
--	---	--------------

令和6年度 第17回競技本部理事会

令和6年(2024年)7月25日 改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>333 公認旗門審判員規程</p>	<p>333 公認旗門審判員規程</p>	
<p>第1条 本連盟は、スキー競技(スノーボード競技を含む。)の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって、競技会を円滑に運営し、その権威を保つため公認旗門審判員制度を設ける。</p>	<p><u>(趣旨)</u> 第1条 本連盟は、スキー競技の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって、競技会を円滑に運営し、その権威を保つため公認旗門審判員制度を設ける。</p>	<p>表題を追加 スノーボードを削除</p>
<p>第2条 公認旗門審判員となる資格者は、スキー競技に情熱を持ち、各都道府県競技会の運営に2年以上協力した者で、各加盟団体が本連盟に推薦した者とする。</p>	<p><u>(任務)</u> 第2条 <u>公認旗門審判員の任務とは次の各号に定める。</u> <u>(1)選手の通過・不通過の判定を責任持って行う</u> <u>(2)不通過が生じた場合は、失格記録表に競技者のビブ番号、不通過の旗門番号、不通過の状態のスケッチを記入する</u> <u>(3)失格記録表は旗門連絡員に提出する</u> <u>(4)その他、コースをクリアにし続けるためのアシストを行う</u></p>	<p>表題を追加 旗門員の任務を追加 以下、条項が変更に</p>
<p>第3条 前条の推薦者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる2日間の講習検定会を受けなければならない。</p>	<p><u>(受講要件)</u> 第3条 <u>公認旗門審判員講習会を受講する者は、各都道府県競技会の運営に協力している者で、本連盟会員登録を済ませていることとする。</u></p>	<p>表題の追加 受検要件として内容を整理</p>
<p>第3条 前条の推薦者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる2日間の講習検定会を受けなければならない。</p>	<p><u>(講習会)</u> 第4条 <u>公認旗門審判員講習会は次の内容で行うものとする。</u></p>	<p>講習検定会を、講習会に変更する 表題の追加</p>
<p>(1) 講習検定会の第1日目の学科は、午後1時より5時間、次の内容により実施する。</p> <p>① アルペン競技の知識 ② アルペン競技のルール ③ 旗門審判員の服務心得 ④ 旗門の種類とコースのセットの要領 ⑤ その他旗門審判に関する事項</p>	<p>(1) <u>講習会</u>の学科は、次の内容により実施する。</p> <p>① <u>アルペン競技の知識とルール</u> ② 旗門審判員の服務心得 ③ 旗門の種類と<u>セッティング</u>について ④ その他旗門審判に関する事項</p>	<p>内容を整理</p>
<p>(2) 講習検定会の第1日目終了後、ミーティング及びテストを実施する。</p>	<p>(2) <u>講習会の実技は、次の内容により実施する。</u> ① <u>コースのセットの要領及びコース設定要領</u> ② <u>旗門審判員の実務</u></p>	
<p>(3) 講習検定会の第2日目の実技は、午前9時から午後3時までの間の5時間を原則とし、次の内容により実施する。</p> <p>① コースのセットの要領及びコース設定要領 ② 旗門審判員の実務 (A. 講習会形式、B. 試合形式)</p>	<p>(3) <u>講習会の学科については、検定を実施する。検定は100点満点とし、80点以上を合格とする。</u></p>	
<p>第4条 公認旗門審判員の講習検定会は、原則として、各ブロックごとに1か所で毎年1回開催するものとする。</p>	<p>第5条 <u>講習会は、原則として、ブロックまたは加盟団体ごとに開催できるものとする。</u></p>	
<p>2 開催申込みは、各ブロックごとに開催場所、日・時を7月末までに、本連盟あてに行うものとする。</p>	<p>2 <u>開催申請は、ブロックまたは加盟団体ごとに開催2ヶ月前までに本連盟に行うものとする。</u></p>	<p>加盟団体ごとに開催出来ることを明記した (実情に合わせた)</p>
<p>3 参加申込み受付は、開催地の加盟団体がこれに当たる。</p>	<p>3 参加申込み受付は、開催地の加盟団体がこれに当たる。</p>	
<p>第5条 講習検定会の講師は、3名以上をもってこれに当たる。</p>	<p>第6条 <u>講習会の講師は、開催する団体が決定する。なお、講師のうち1名は本連盟の公認TD資格を有する者とする。</u></p>	<p>TD資格者が入ることを明</p>

<p>第6条 所定の講習検定会を修了した者には、公認旗門審判員として、本連盟より資格が与えられ、公認証を授与する。</p> <p>第7条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料を納入する。ただし、年次登録料については免除する。</p> <p>第8条 講習検定会に関する一切の事務処理は、開催地元の加盟団体が当たり、終了後2週間以内に本連盟へ受講者名簿を送付し、公認料を納入しなければならない。</p> <p>第9条 講習検定会開催に要する費用は、開催地元負担とし、講師の旅費は、本連盟の負担とする。ただし、講習検定会の受講料は、開催地元において定めるものとする。</p> <p>第10条 公認旗門審判員は、資格取得後も2年に1回、近くで行われる講習検定会に参加して新しい知識を求め、競技の判定に研鑽するものとし、地方にあっては、他の旗門審判員に対して指導的役割を果たすよう務めるものとする。</p> <p>第11条 公認旗門審判員は、本連盟と会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催の協力要請に対して、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠るなど、その責任を保てないと判定した場合は、本連盟理事会の議決により資格を喪失するものとする。</p> <p>第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成27年12月15日 改正</p>	<p><u>(資格の付与と公認料)</u></p> <p>第7条 所定の講習会を修了した者には、公認旗門審判員として、本連盟より資格が与えられる。</p> <p>第8条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料を納入する。ただし、年次登録料については免除する。</p> <p>第9条 講習会に関する一切の事務処理は、開催する団体が当たり、終了後2週間以内に本連盟へ受講者名簿を送付し、公認料を納入しなければならない。</p> <p><u>(経費等)</u></p> <p>第10条 講習会開催に要する費用は、開催する団体が負担する。また、受講料は開催する団体において定めるものとする。</p> <p><u>(技能の維持)</u></p> <p>第11条 公認旗門審判員は、資格取得後も2年に1回、近くで行われる講習会に参加して新しい知識を求め、競技の判定に研鑽するものとし、他の旗門審判員に対して指導的役割を果たすよう務めるものとする。</p> <p><u>(資格の喪失)</u></p> <p>第12条 公認旗門審判員は、本連盟と会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催の協力要請に対して、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠るなど、その責任を保てないと判定した場合は、本連盟理事会の議決により資格を喪失するものとする。</p> <p><u>(規程の変更)</u></p> <p>第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成27年12月15日 改正 令和6年7月25日 改正</p>	<p>確にする 表題を追加</p> <p>公認証は省く</p> <p>開催地元を開催する団体に整理</p> <p>表題の追加 講師の旅費および検定料について現状に合うように見直した</p> <p>表題の追加</p> <p>地方という表現を削除</p> <p>表題の追加</p> <p>表題の追加</p>
--	--	---